

# 中野区教育委員会会議録

令和3年第7回定例会

令和3年3月26日

中野区教育委員会

令和3年第7回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年3月26日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時40分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

保育園・幼稚園課長 渡邊 健治

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 板垣 淑子

子ども教育施設課長 塚本 剛史

基本構想担当課長 永見 英光

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

6人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第17号議案 中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 第18号議案 中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 第19号議案 中野区教育センター処務規則の一部を改正する規則
- (4) 第20号議案 中野区いじめ問題対策連絡協議会規則
- (5) 第21号議案 中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則
- (6) 第22号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 3月10日 令和2年度中野区教育委員会表彰式
- ② 3月25日 第四中学校・第八中学校閉校式

(2) 事務局報告

- ① 地域学校協働活動の制度導入に向けた検討について（子ども・教育政策課）
- ② 中野区教育委員会と日本女子大学人間社会学部との連携に関する協定について（指導室）
- ③ 中野区基本計画（素案）について（企画課）
- ④ 中野区区有施設整備計画（素案）について（企画課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 7 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

最初に議決事件に入ります。

<議決事件>

入野教育長

議決事件の 1 番目、第 17 号議案「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則」と議決事件の 2 番目、第 18 号議案「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は関連する内容となりますので、一括して上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 17 号議案「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則」並びに第 18 号議案「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

いずれの規則もその改正を行う必要があるというものでございます。

補足資料をごらんいただきたいと存じます。改正の内容でございます。

まず初めに、「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則」の内容につきましては、2 点改正がございます。

まず一つ目が、電磁的記録媒体の定義の変更でございます。多様化する電磁的記録媒体に対応するため、その個別、具体化された定義を、より広い範囲の定義に表現を改めるというものでございます。

二つ目が、審査請求または訴訟に係る教示についてでございます。審査請求または訴訟の提起に係る教示を全部公開の場合においても、区政情報公開決定通知書に表示するというものでございます。

次に、「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則」の改正についてでございます。この改正は、審査請求または訴訟に係る教示ということで、一つ目の区政情報の公開に関する条例施行規則の二つ目の改正と内容は同じでございます。審査請求または訴訟の提起に係る教示を全部公開の場合においても、自己情報開示決定通知書に表示するというものがございます。

施行予定日は、規則の公布日、令和3年3月29日を予定してございます。

いずれもこの規則につきましては、区の規則の改正に合わせて、教育委員会で定めております規則につきましても、改正を行うという内容のものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

田中委員

媒体を広くというところは十分理解できたのですけれども、一つ「全部公開の場合においても」というところは、全部公開以外というのはどういう状況なのでしょう。教えてくださいいただけます。

子ども・教育政策課長

例えば情報公開請求の場合、全部公開以外としましては、例えば一部のみを公開する場合、あるいは公開をしない。その対象物がないとか、様々な理由がございますが、そうした場合には、「この処分に不服があるときは」という教示をしてございました。

全部公開とした場合には、相手の申請どおり、請求どおりに公開をしておりまして、特に不服がある場合はという教示は、これまでしてございませんでしたが、今回そうした場合についても、丁寧にと言いましょうか。そうした教示を行うということを統一的に対応するものでございます。

渡邊委員

今回現行のビデオテープ、録音テープその他映像というような形から、今回は映像というまとめた扱い。またフロッピーディスクとかは、あまり今では使われなくなったので、電子的記録媒体というような文言の変更ということについては確認ができてはいるのですけれども、第17号議案の第4条関係の用紙の中身については、どのような変更があるのでしょうか。

子ども・教育政策課長

情報公開の決定の通知書、それから個人情報のご自己情報開示決定通知書の様式については、変更はございませんで、「この処分に不服があるときは」という最後の箇所を、今回全ての場合に入れるというもので追加してございます。

渡邊委員

基本的に電磁的記録媒体というところに、映像とかも本来は含まれてきていると思うのですが、書類その他も全部公開請求の対象になってくると思うのですが、映像媒体というような請求というのは、主立ったところとして請求されるのは、どんなものがあるのか。簡単で結構ですので、教えていただければ。

子ども・教育政策課長

委員にご紹介いただきましたとおり、情報公開の請求が対象となりますものは、一般的には文書、資料など紙で印刷をされたものが多くございます。近年、電磁的な記録の媒体の中で、例えば音声録音されて、会議の録音でありますとか、あるいは映像ということであれば、動画であったり、あるいは撮影した画像ですね。そうしたようなものが、現時点においては、区の、行政の実務の中で作成されているようなものであろうかと考えてございます。

入野教育長

他に質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、それぞれに簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

最初に、上程中の第 17 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第 18 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 3 番目、第 19 号議案「中野区立教育センター処務規則の一部を改正す

る規則」を上程いたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

第19号議案、中野区立教育センター処務規則の一部改正について補足説明させていただきます。

改正する規則は、中野区立教育センター処務規則でございます。

改正理由としましては、都に関わる人事の関係で、教育センター職員の職責について規定を整備する必要があるためでございます。具体的には、令和3年4月1日から、教育センター所長を指導室長に兼務させる必要があるためでございます。

改正する内容といたしましては、別紙をごらんください。指導室長が教育センター所長を兼務することに伴い、「指導室長の命を受け」という部分を、「次長の命を受け」に改めさせていただきます。

施行期日は、令和3年4月1日とします。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたら、お願いいたします。

小林委員

この件に関しては、今、東京都の人事の関わりからということでお話ございましたので、状況としてはこういう形でお進めいただくことがよろしいかと思うのですが、実際問題として、指導室長が兼務するというのは、指導室長に関しては、いろいろと人事行政、指導行政その他非常に多忙を極めている状況の中で、兼務せざるを得ないという状況。以前もそういう状況であったと思うのですが、この辺の実質的な体制というか、そういうものをどのようにして進めていくお考えなのか。状況をお知らせいただければ、ありがたいと思います。

指導室長

来年度は教育センターも中野坂上に移転することに伴いまして、当局としては機能強化を図ってまいりたいところでしたが、今、お話ありましたとおりに、都職の人事の関係でやむを得ない事情もございました。

ただし、それでいろんな職務が滞ってはいけませんので、統括指導主事を2人置き、1人を専任で、センター業務を専門的に担わせていくと、そういう形でセンター所長を置か

ない部分を補ってまいりたいと思っております。

小林委員

今、多くの区市でそういう形で、いわゆる教育委員会の事務局本体にそうした部門と、それから教育研究所であるとか、教育センターにおいてもそうした部門を置くということなんですが、ぜひ連携を図っていただいて、内容的な部分、それぞれがではなくて、今の区内の教育課題にしっかりと対応できるような、そういう機能的な取組を進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

伊藤委員

全く同じ意見なのですが、多忙を極めていらっしゃると思いますが、そういった体制も含めて、本当に教育センターは教育の基本になる部分かなと思いますので、ぜひ今後とも充実のほうをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

渡邊委員

もう一度確認を。先ほど小林委員が言われたように、都の人事の関係で、それに準じて、指導室長が兼務するということになるわけですが、実際には指導室長はやはり教育委員会の要でありまして、この区役所の教育委員会事務局にいらっしゃって、教育センターは中野坂上ですが、そのセンター長がそのセンターにいないという、そういうのも実際変な話だなと若干思うのですね。

もともとの考え方はセンター長が指導室長の命を受けて、ほとんどのセンターの業務を行うということだった。それを代行するといっても、いろんなことを結構やっていて、センターのことを全部、みんなに分けるといのはなかなか難しいかなと思っているのですが、指導室長の命を受けて、副センター長みたいな形で、そこにずっといるという形で中野区はやっていくのか。今でも指導室長の業務は多忙を極めていて、それでなおかつ教育センターのことをやれと言われると、やはりこの働き方改革の中で、腑に落ちないというか。中野区としては、それをフォローする体制をしっかりとっていただかないと、中でうまくいかないということになりかねないかなという心配があるのですが、そのあたりもうちょっとだけ詳しく、今言ったように、専任でそこに副センター長みたいな形で指導主事を置くのか。そのあたり教えていただければと思います。

指導室長

今年度は教育センター所長を主任指導主事をお願いして、その職を行っていただい



るところでございますが、ただし指導室長が全くそれに関わらないということではなくて、統括するのは指導室長でございましたので、例えば議会対応、それから全体的な、最終的な判断は全て指導室長が実質上行っておりました。ということで、名目上そのように役職が、兼務することになったのですけれども、実際決裁過程とかそういうことにつきましては、大きく変わるものではございません。

ただし、先ほど来申し上げているとおりに、今は野方にある教育センターが、今度中野坂上に移ることによって、やや遠くなってしまいます。そういうこともありますので、そちらのほうに指導主事の席をつくるということでございますし、さらに統括指導主事がそこでいろんなものを見ていくという、そのような体制をつくるのですけれども、ただ指導主事も、他の区でもそうなのですから、いろんな業務を兼ねていくようなところがございます。

ですから、確かにセンターのほうを主に見る指導主事、それからこちらの区役所のほうで様々な業務に当たる指導主事がいるのですけれども、完全にそこを分離するということではなくて、指導室長の指揮・監督のもとに、臨機応変にそれぞれの業務を担当していくという形になります。

今までも教育センターには、なかなかそこに専従の指導主事等を置くことができませんでしたので、今後、今までよりも指導主事が新しいセンターに行くことがむしろ増えるのではないかと思いますので、そういう中で今まで以上に連携を図り、そして指導室長が全体を見て統括していく。そのような形をさらに充実させてまいりたいと思っております。

渡邊委員

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

入野教育長

来年から教育センターができるということで、体制も見直していきたいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

他に質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第19号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の4番目、第20号議案「中野区いじめ問題対策連絡協議会規則」と第21号議案「中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則」は関連する内容となっておりますので、一括して上程したいと思います。

初めに、事務局から提案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第20号議案「中野区いじめ問題対策連絡協議会規則」及び第21号議案「中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則」の制定につきまして、併せて補足説明させていただきます。

制定する規則は、今、申し上げた中野区いじめ問題対策連絡協議会規則と中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則でございます。

この協議会と委員会につきましては、既に昨年度末に改定しました中野区いじめ防止基本方針に基づいて、要綱をもって設置し、既に発足しているところでございます。本年の3月23日の区議会第1回定例会において、中野区いじめ防止等対策推進条例が成立し、その中にこの協議会と委員会が位置づけられたことに伴い、要綱にかえて必要な規則を制定するものでございます。

この規則の詳細は、別紙のとおりでございます。

施行期日は、令和3年4月1日です。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

田中委員

説明ありがとうございました。要綱の中でもう既に決められていることかどうか、今、確認させていただきたいのですけれども、いじめ問題対策委員会の第3条に、対策委員会は委員長が招集すると書いてありますけれども、これは委員長の独自の判断で開催できるということですか。あるいは教育長と協議の上というか、あるいは教育長の指示のもとでというような解釈なのでしょうか。そこを教えてください。

指導室長

この委員会は、前にも申し上げたかもしれませんが、平時と非常時がございまして、何

も重大事態等が起こらない場合は、教育委員会であらかじめ開催期日をご相談の上、定めさせていただいております。そこで様々な区のいじめに関する施策等についてご意見をいただいたり、ご指摘をいただいたりしているところでございます。

ただし、今、申し上げたとおり、例えば重大事態が起こるとか、必要なことが起こったときには、この規則上は、その委員会の委員長のご判断によって、招集することができるということでございます。

田中委員

特に重大な案件があったときは、委員長が独自にというか、判断をして、開催して、その問題について対応、協議することができるということでしょうか。

指導室長

もちろん、こちらの事務局のほうは様々なご報告をしまして、必要なこととか、実際起こったこと等につきましては、いろんな情報がわからないと思いますので、それはお伝えして、ご判断をいただくということでございます。

渡邊委員

いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会があって、どういう順番でこの会議に乗ってくるのかとか、いじめが発生したときのこの協議会の役目とか、どのあたりの部分の問題を取り扱っていく対象になるのかというのがわかりにくかったので、教えていただければと思うのですが。

指導室長

まず、いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会については、若干趣旨が異なっております。

協議会のほうにつきましては、主に直接子どもに関わる方たち、例えば学校の先生ですとか、それから警察の方ですとか、それから教育相談に関わるような方々が一堂に集まって、それぞれの立場から情報交換をして、実際に子どもたちと関わっていく上で、何かできることはないかとか、もうちょっとこういうふうにしたほうがいいのかとか、あと機関同士が連携を図っていく。そのような意見交換、それから情報交換、場合によってはそこから高度連携につなげていく。そのような趣旨で開いているものでございます。

それに対して、もう一つ申し上げた対策委員会のほうは、学識経験者、中には大学の先生もいらっしゃいますし、お医者様もいらっしゃって、そういう学識経験者を入れまして、専門的な見地から中野区のいじめ防止対策とか、それぞれの学校の取組とか、そういうこ

とについて忌憚のないご意見やご指摘をいただき、場合によっては私たちのいじめに対  
する施策自体を変えていく。そのような位置づけで平時やっております、そしてさらに  
重大な事態が起こったときには、命に関わるような事件とか、そういうことが起こった  
ときには、今申し上げた対策委員会がそのまま調査委員会に変わるということございま  
す。

ですから、協議会と委員会はまた別のものございまして、委員会のほうにつきまし  
ては、当然学校のいじめ防止の対策委員会のほうから報告も受けますし、そこでご協  
議いただき、さらにそれを教育委員会にご報告するのですけれども、そこで不十分だ  
ということになりましたら、今度は区長部局のほうで再調査委員会というものが発足  
しまして、さらにいじめの事故等について調査等を行っていく。そのような関係にな  
ってございます。

伊藤委員

いずれもとても大事なものだと思っております。特に連絡協議会のほうは、普段から  
子どもに接する方々が集まって、子どもたちを見守るネットワークをつくっていくとい  
う意義もあると思いますので、大変重要だと思っております。

ですので、今後ともこういうネットワークづくりというのは、いじめに限らず、子ども  
の見守りということも含めて、子どもをめぐる環境という観点から、大事にしてくだ  
さいというのが1点目です。

もう1点は、自分も関わることなので、申し上げにくいところもあるのですが、スク  
ールカウンセラーが一番子どもに身近なところで、専門的な視点から、先生方ともまた異  
なる専門的な視点から子どもに寄り添っている職業だと思うのですが、中野区の場合  
は、区が雇用しているスクールカウンセラーというのがないということもあって、この  
連絡協議会の中に、スクールカウンセラーという人が入れないのかなと思ってい  
るのですけれど、その辺のことはどういうふうに対策されるのかなと思ったので、  
教えていただければと思  
いました。

この専門教育相談員という方は、教育センターの相談員の方、心理職の方かなと思  
うの  
ですけれど。

指導室長

おっしゃるとおり、専門教育相談員は教育センターのスクールカウンセラーでござ  
います。今後、学校にも出向いていくような方たちで、その代表の方にご出席いた  
だいている  
ということでございます。

伊藤委員

ぜひ学校現場の中に入って、どういう子どもたちの動きがあるのかということを見ている方々が、入れるような形もとっていただければと思うのと、あとは運営に関してはこれは規則ですので、運営についてはまた別途ということではあるとは思いますが、それぞれ専門性のある方々が、校長先生方やスクールソーシャルワーカーや警察署の生活安全課の方や児童委員の方ということで、子ども家庭支援センターもそうですが、それぞれの専門性とお立場がある方々だと思いますので、そういったそれぞれの職種の専門性が生きるような形の会の運営ということも考えていただけるとよいのかなと思いました。

以上です。

小林委員

このいじめにかかわる条例、そしてそれに伴っての協議会、委員会の設置というのは、正直なところ、ようやくできたというか、実はもう少し早く整備をしなければいけなかったなど、私も一教育委員として、非常に反省をしているところです。

ただ、今となっては、逆に今の時点でどうこれを現状生かしていくかということになると、もう既に先行して様々取り組んでいる区市がありますが、私も複数のそういったものに関わらせていただいて感じることは、非常に形骸化しているということがあります。

そういった他地区の先行事例をリサーチして、このいじめ問題というのは、いつどこで起きても当たり前のことであって、起こり得る問題でありますので、学校現場が一番重要ですけども、常に緊張感が生まれるような運営の工夫というのが、非常に必要かと思えます。これはただ単に脅かすとかそういうことではなくて、常にこの問題はどの学校にいても、いつでも起こり得るのだという認識を持っていただくということが極めて重要だと思いますので、その辺、今後の運営に関して、ぜひそうした視点、現状から、現実から学ぶというところから出発して、意味のあるものにしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

入野教育長

ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、それぞれ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

最初に、上程中の第20号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第 21 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 6 番目、第 22 号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第 22 号議案について補足説明させていただきます。

改正する規則は、中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則、それから中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の二つでございます。

なお、ここでの小学校及び中学校教育職員とは、都費の教職員ではなく、いわゆる区費による任期付短時間勤務教員のことでございます。

改正理由につきましては、令和 3 年 2 月 13 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法」の一部が改正されました。これに伴い「任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準」が改正されたため、先ほど述べた二つの規則を改正する必要があるためでございます。

改正の内容といたしましては、給与の減額の免除の承認に係る基準に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及びこれに基づく政令等による感染を防止するための報告及び検疫法による報告若しくは協力を加えたこととございます。詳細は、別紙新旧対照表をごらんください。

今回の規則改正の概要をかいつまんで申し上げれば、給与減額を行わずに、出勤簿上、不可抗力による欠勤とみなす事故欠勤にできる条件を、法改正に対応させる必要から、新

型コロナウイルスの感染により、自宅療養、宿泊療養等を行った場合や、入国時に感染疑いにて自宅隔離となった場合に、先ほど申し上げた事故欠勤とできるようにしたということでございます。

施行期日は公布の日からですが、適用は法が改正された令和3年2月13日といたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

新型コロナウイルスの場合は濃厚接触者という形で、疑いだとかという場合は、期間とか条件みたいなものというのはあるのですか。

どのあたりまでそういうのというのは、今回の条例で認められるのでしょうか。

指導室長

今、ここでお決めしているのは、第22号議案にある範囲のみでございます。

実際にそこをどのように運用していくかということになりますと、まずは保健所の判断。そこで保健所が濃厚接触者であるとか、自宅療養の必要があると、そういうことの判断が出た場合は、通常その期間が大体定められてございますので、そこに伴った期間がこの事故欠勤の範囲になります。

ただし、昨年度からそうでしたけれども、非常に危険がある。例えば発熱をしたとか、そういう場合につきましては、特に日数等の基準はないのですけれども、それを事故欠勤に、柔軟にしていくという運用は認められているところでございます。

ということで、繰り返しますが、一番具体的には保健所の判断、それに基づく日数になるのですけれども、場合によっては柔軟な運用、ただしそれをずっと続けていくということではないのですけれども、あくまで自宅療養と宿泊所療養、そういうことが想定されておりますので、もしくは入国したときに、その検疫のために休むというようなことで限定されております。その期間ということで、認めていくということでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。規則は規則なのですけれども、この時期でございますので、やはり中野区としては、可能な範囲で、柔軟に対応していただきたいなと思っております。

そういう意味では、感染リスクのほうを優先的に物事を考えて、幅広く考えていただきたいなと。もし感染が広がってしまうと、事は非常に重大になりますし、感染症はスター

トのときに誰かが持ち込んでしまうわけなので、そこをどうしても止めないといけないので、本当に指導室長が言われているように、今までの体制のように、ある程度柔軟に対応をお願いいたします。

入野教育長

他に質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第22号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

まず、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

3月13日(土)、令和2年度中野区教育委員会表彰式を行いまして、入野教育長から表彰状等の授与をいただきました。3月25日(木)、第四中学校・第八中学校の閉校式が行われまして、入野教育長がご参加されました。

以上でございます。

入野教育長

他に各委員からの活動報告ございますでしょうか。

渡邊委員

報告ではないのですが、今回コロナ禍において、水曜日に多分小学校も無事卒業式が終わられたのだらうと思うのですね。先週はまた中学校のほうで、卒業証書授与式につきまして、どのような状況であったのかご報告いただければと思うのですが、

指導室長

今回ご案内のとおり、我々も学校に伺うことがなかなかできず、一部だけ時間をずらし



たり、配慮しながら、見に行った者がいるのですけれども、その話の範囲では、非常に整然と、粛々と、非常によい雰囲気で行われていた。

それから、全部の学校から終了時の報告も受けているんですけども、滞りなく行って、非常によかった。歌を歌うことはできなかったのですが、様々な工夫を凝らしたり、それから式の終了後、校庭で在校生が見送りをしたり、中には校庭で広く間隔をとって歌を歌ったとかそういう話も受けております。

いずれにしても、全ての小中学校において、幼稚園も含めてですが、非常に感動的で、保護者や生徒も喜んでいたという報告を受けております。

#### 渡邊委員

ありがとうございました。やはり学校の行事の中で卒業式の位置づけは非常に重要で、各学校でどのようにやったのかというようなことも、何らかの形で、これこそ映像とかも踏まえて、こんな感じでやりましたという形で、各学校で情報を共有していただけないなと思います。

今後、まだまだこんなことが続いて、次、入学式だって始まるわけですし、そういった意味で、無事卒業式を終われたということで安心いたしましたけれども、その情報を各学校で趣向を凝らしたことを共有できるようにしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 伊藤委員

3月22日の月曜日に、中野第一小学校の内覧会、新しい校舎ができて、その内覧会に、教育長もいらっしゃいましたし、事務局の皆さんも一緒に見てまいりました。新しい小学校になりましたので、広いベランダですとか、あと廊下の工夫ですとか、様々な工夫があって、楽しい学校生活が始まるのではないかなと思いました。

同時に感じましたのは、考えてみますと、その前にできた旧校舎というか、もう壊されてしまったわけですけど、その校舎は何十年、50年とか60年あるいは40年という、随分と昔につくられたものなのですよ。考えてみますと、この50年間に我々の生活様式はものすごく変わっていて、そして住んでいる住宅も本当に変わっていると思うのですよね。そういった住宅の変化とか、様々な生活の変化というものを、新しい学校に反映していくということは、とても大事だなと思いましたし、そのことはたやすいことではなくて、どうしても何となく50年前、60年前につくられた学校のイメージを、そのまま「学校ってこういうものじゃないか」というイメージで、そこから抜け切れずにつくってしまうとい

うことがあるのかなと思っていて、言い方を変えると、住宅ですとか生活様式はもっともつと短いスパンで入れ替わっているわけですがけれども、学校はものすごくゆっくりとしたスパンで校舎は変わるので、それを考えたときに、旧校舎がつくられたときから数えれば、今度建てた校舎はあと50年、60年使うとなると、100年、120年のスパンで使うものを見越さないといけないということがあるので、古いイメージということにいたずらにとらわれ過ぎずに考えていくこと。よいものは残しながらも、本当に新しい学校をつくる時には、相当頭を使って、いろんなことを考えてやっていくことが、とても大事なのだなというのを改めて感じたところです。

いろんな工夫が、またこれから続々新校舎できますので、たくさんの工夫がなされていくといいなと思いました。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

なければ、私のほうから3月13日の中野区教育委員会表彰でございます。新型コロナウイルスの拡大に伴う緊急事態宣言中、延長になって「宣言中」でございましたので、やり方を変えまして、集団で集まることなく、お1人お1人を表彰するという形でさせていただきました。ですので、お子さんに付き添う保護者の方も、身近で一緒に表彰に臨んでいただいたりという形がとれたので、今までと違ってよかった部分もあったかなと思います。大変天候不順な日でございましたのですけれども、皆さんご出席いただいたということでございました。

部活動のほうも、今年度はできませんでしたので、中学校・高校の表彰が若干少なかつたかなとは思っております。いろいろな形で子どもたちの頑張りを表彰し、そして教育委員会の活動を支えてくださった方に感謝を申し上げます。ご報告申し上げます。

3月20日に、社会を明るくする運動の作文コンテストの表彰式がございました。これももともとは3月の初めに予定されていたものが、20日まで延ばしていただいたということで行っていただいたことと、会場が、今まででしたら区長応接室だったのですけれども、20人近くお集りいただいてということだったのですが、今年は中野サンプラザを使いまして、広いところで行いました。小中学生とその保護者の方ということで、表彰された方がそれぞれ10名ずつですので20名だったのですが、ご欠席の方もいらっしゃいましたが、本当に短時間で、それでいて子どもたちの頑張りを、このコロナ禍の中でしたけれど、頑張り

を表彰していただいたことで、ありがたかったなと思っております。

私のほうもご挨拶をしたのですけれど、学校の授業の状況があまり、夏休みに詰めて授業をしたりということで、この作文コンテストを実施するかどうかということからご相談をいただいていたのですが、無理ない形でということで、そういう機会をいただきました。おかげさまで例年にない作品数が集まったということで、担当していらっしゃる委員会の方々も喜んでいただきましたし、恐らく保護者の方、学校も子どもたちを後押ししてくださったのではないかなということで、ご挨拶を申しあげました。ありがたかったなと思っております。

子どもたちの作文を読みましたが、子どもたち自体が身近なこととか社会で起こっていること、いじめですとか、再犯防止ですとか、あと、ご家族のご病気のことですとか、いろいろなことを取り上げて、その課題についてしっかりと捉えて、なおかつ自らの、これからの行動に結びつけていく。これからの目標をどう持つというようなことで、しっかりとした作文が、いずれも書かれていたことがありがたかったなということで、子どもたちにも励ましをしてきたところでございます。

併せまして3月25日、昨日でございますけれども、四中・八中の閉校式に参列してまいりました。いずれの学校も、今回こういう状況ですので、来賓はおらず、私自身が校旗を返納していただくという役目で行ってまいりましたけれども、四中のほうは現中学2年生が体育館におり、あとはリモートで、1年生は教室で見ているという状況。八中は子どもたちが少のうございますので、2年も1年も体育館で一緒にということで、どちらもしっかりとした態度で臨んでいただいておりますし、先生方もそれをサポートする形で、いい会であったなと思っております。4月には明和中学校として一つになる学校ですけれども、子どもたち自身の先への希望を持てるような式になったかなと思っております。ご報告申し上げます。

その他ご発言がございませんでしたら、委員活動報告を終了いたします。

続いて、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

入野教育長

事務局報告の1番目「地域学校協働活動の制度導入に向けた検討について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、地域学校協働活動の制度導入に向けた検討につきまして、お手元の資料によりましてご報告いたします。

令和3年度以降の取組といたしまして、地域学校協働活動の制度導入に向けまして、関係団体との意見交換などを行い、導入の手順等について検討を行うとともに、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールにつきましても、併せて検討を進めてまいりたいと考えてございますので、本日はその考え方などにつきまして、ご報告をさせていただくものでございます。

まず一つ目の国の動向でございます。文部科学省では、新学習指導要領で掲げた「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校運営協議会制度と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しているところでございます。

このことにつきましては、資料の4ページ、5ページ、6ページに参考といたしまして、文部科学省が作成してございます「これからの学校と地域」という資料から抜粋をした資料を添付してございますので、併せてごらんをいただければと存じます。

学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する仕組みということでございます。

地域学校協働活動につきましては、社会教育法に基づきまして、地域住民、保護者、団体等幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協力して行う様々な活動とされてございます。

また地域学校協働本部につきましては、多くのより幅広い層の地域住民や団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制とされてございます。

導入状況につきましては、全国で見ますと、学校運営協議会制度、地域学校協働本部につきましても、おおむね半数程度で導入をされているという状況でございます。また特別区におきましては、いずれも7割程度、既に導入がされているといったような状況でございます。

次に2ページでございます。3、中野区におけますこれまでの取組ということで、一つ目が学校支援ボランティア制度につきまして、平成23年度にこの制度を設けまして、地域

の人材を学校支援ボランティアとして、教育活動あるいは学校の環境整備の支援などにご参加いただいているというものでございます。

また二つ目が、学校・地域連携担当職員の配置といたしまして、平成 25 年度から、学校と地域の連携推進や効率的な事務遂行等を目的といたしまして、小中学校に職員を配置してございます。

そして、「中野区教育ビジョン（第 3 次）」におきまして、家庭・地域・学校の連携による教育ということで、保幼小中の連携や家庭・地域との連携といったものをうたいまして、家庭・地域と連携した教育、そして開かれた学校経営という取組を進めてきているところでございます。

こうした取組を踏まえまして、中野区として今後検討を進めてまいりたいということでございますが、そのイメージといたしまして、3 ページに中野区型のイメージ（案）ということでお示しをさせていただいております。これはあくまでもイメージであり、案ということですが、例えばご説明いたしますと、各学校に地域学校協働本部を設置いたします。そして学校と地域の一体化、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していく。次世代育成委員会を中心とした構成で組織する。地域におられる様々な分野の支援者を集めていくといったようなイメージでございます。

また各中学校区におきまして、学校運営協議会を設置していく。そして、地域の教育課題や小中連携教育などにつきまして、課題意識を一つとして、連携した取組を構築していく、教育活動の充実を図るとともに、一体となった教育の効果を生み出していくということ。そういったようなイメージを持っているところでございます。

こうしたことにつきまして、今後の進め方ということでございますが、4 番でございます。今後の予定（案）といたしまして、令和 3 年度におきまして、中野区の地域特性を踏まえた検討を、学校や関係者なども交えながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。また地域の関係団体等との意見交換なども行いながら、モデル校の選定を行い、令和 4 年度におきましては、モデル校におきまして、実施を進めていくといったことで、この取組について進めてまいりたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

説明ありがとうございました。大きな流れだと思いますので、この中野の地域特性を踏まえた検討というのは、ぜひしっかりすすめていただきたいなと思うところです。

これまでも現場を視察したり、いろいろお話を伺っていると、中野区は制度としてはなかったですけども、地域との連携というのは、非常にしっかり今まで積み重ねてきているのかなと感じているのですけれども、この中野区のイメージというところにありますけれど、特にこういった制度を導入することで、これからもっと中野で、この部分はさらによくなるとか、そのようなことが今、現時点であれば教えていただきたいと思います。

子ども・教育政策課長

これまでの取組で紹介させていただきました、例えば学校支援ボランティア制度、これはこうした取組に意欲的な方に個人として登録をいただき、学校にご紹介をさせていただく仕組みでございます。

しかしながら、なかなか学校とのマッチングがうまくいかないという実態も、課題もございまして、その結果として、せっかく意欲を持って登録していただいた方が、最終的に活用されないといったようなこともございます。

そうした実情を踏まえまして、やはり地域におきまして、学校の運営や活動などに日常的に関わっていただく地域の方々、そしてそうした方々の人脈でありますとか、様々な関係を通して学校の運営に携わっていただく方、関わっていただく方などをご紹介していただくということによりまして、学校の活動をさらに活性化していくという狙いが一つ。

それからもう一つは、そうした活動をしていくことで、今、地域の様々な団体や活動しておられる方々がいらっしゃいますが、やはり例えばその団体の後継者と申しまししょうか、若い世代へのそうした活動の継承、そうしたことも課題だと伺っておりますので、そうした地域の活動そのものも活性化していく。そうした学校と地域を面として、活動を展開していく。そうしたような取組を目指してまいりたいと考えてございます。

田中委員

今までのいい活動もいろいろあると思うので、その辺もうまく生かしながら、さらによいものを検討していただければと思います。

伊藤委員

学校を支えるものとして、すごく大事なものだと思います。

先ほどいじめの件に関しまして、形骸化みたいなことも、ご発言があったかと思うのですが、本当にこういった活動は、とてもうまく言ったら、言葉が抽象的ですけども、

すごく地域も学校も活性化するということになる場合もあれば、うまく回らない、機能しないということも、残念ながら生じてくる場合がないとも限らないように思っています。ですので、ぜひ機能する地域と学校と両方が活性化するような出会いの場と言いますか、いろんな方が参加して、これまでになかった動きというのも出てくるような、そういう創造的なものにしていただきたいなと思っておりますので、ぜひ中野区型というのが大事だと思っておりますので、これまで地域の方や子どもたちが思ってきた思いに寄り添いながら、その思いが実現していくような夢のあるプランにさせていただけたらなと思っております。

今のイメージに関しても、感想もいろいろあるのですけれど、別の機会かもしれませんが、内容につきましては、また別のときにお話しできればなと思っておりますけれども、ぜひ機能するものにしていくためには、今の現実をどういうふうに変えていったら、もっと夢のあるプランにできるのかを、それぞれの地域で考えていただくような形で進めていただけるといいかなと思いました。

以上です。

小林委員

このいわゆるコミュニティ・スクールの流れというのは、田中委員も言われたとおり、時代の趨勢というか、流れとして位置づけられて、多くの地域で導入されていると思います。

ただ、私は一教育委員として、ぜひお話をしておきたいことは、この制度自体に反対をするとかそういうことではないのですけれども、やはり十分慎重に見極めていく必要があるのではないかなと思うのです。

というのは、これは誰のためにやるのかということなのですね。基本的に学校教育は子どものためにやるわけなのですが、ともすると、これが地域住民のためにというような、ただそれは両方あっていいわけですね。特に区としては、そういったものは非常に重要です。例えば、この資料を見ても、地域学校協働活動は社会教育法に基づいていると。これ、学校教育法ではないのですよね。要するに、そういうことを考えたときに、もちろんこれを否定するものではありませんし、一体的に取り組んでやっていくことは非常に重要だと思うのですが、学校としては今やるべきこと、優先順位はもっといろいろあるのではないかなと思うのです。例えば外部評価制度、学校関係者である者の地域の方に参画していただいて、厳しく評価をしていただくとか、そういった様々な工夫というのは取り入れられると思います。

それから、これはやっぱり教員、学校の教育課程の問題なのですけれども、どれだけ地域に根差した、地域と関連した教育活動を取り入れていくか。そういう中で地域とつながっていくということが非常に重要であって、そういうことをしっかり根づかせた上で、ここに書かれてあるようなイメージ図をうまく進めていくと、より効果的なものになっていくのではないかなと。初めに導入ありきで、これを進めるということに対しては、学校に対して非常に負担になるということ。現実にも他地区のコミュニティ・スクールに複数参加させていただいているのですが、やはりどうしても教育活動の充実までに届かない部分というのが非常に残念ながらあるという実態があります。

ただ、これは地域が抱える特有の課題だと思いますので、だからだめというわけではないのですけれども、やはり本来の教育活動の充実を進めていくための一つの重要な方法はあると思いますけれども、ぜひ学校に負担のかからないような、これも田中委員がおっしゃったように、今、非常に、これまでも中野の学校は地域の方々、それから地域の活動と頑張って連携をしていただいています。それをそのまま生かせるような、そういう仕組みづくり、要するに新たな負担を生むことがないように進めていくことが、私は重要ではないかなと、個人的には思っています。

ただ、今後において、コミュニティ・スクールのあり方というのは、もっとブラッシュアップされるかもしれませんが、現状においては、私も教育委員会の中で勉強会をしたりとか、そういうことをかなり重ねてきました。コミュニティ・スクールの今一番最先端で研究している小松郁夫先生からも、ご指導はいただいたのですけれども、なかなか効果的なものというのは十分得られないというようなこともございましたので、ここはやはり慎重に、かつ着々と進めていただくことが肝要かなと思っていますので、一応、私の意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

#### 渡邊委員

今、小林委員が言われたように、これまでに何度かこういった勉強会、小松先生のような第一人者と言われる方からご指導も受けたりして、実際コミュニティ・スクールというのがどんなものか、なかなか実態としてはつかみづらい。うまくいっているところも確かにある。でもうまくいかないところもあると。中野区の話を知っていると、既に事業としてやっていることが多くあって、改めてやっていくことがそんなに多いのかと言われると、そんな感じではなくて、そこを整理して行っていけば、十分にこの役目は果たしているの



ではないかなとは思っております。

実際に今年1年この計画にあるように、十分に検討されて、中野区に適した方法はどんなものがあるのかをしっかりと見出して、ゆっくりと進めていけばいいのかなと思っております。

必ずしも予定が、検討が1年で終わらなくても、2年で終わっても、コロナ禍で混乱している世の中ですから、あえてコミュニティというものの考え方をもう一度見直して、ゆっくりとやったらいいのではないかなと思います。

やはり私も小林委員の意見と一緒に、ある程度モデル校になった学校にも負担が大きいのかなという感じはどうしても受けるので、そういった意味では、慎重にゆっくりと進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

入野教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

いずれにしましても、現状の部分についての課題も今、出てきているところでもございますので、きちっと現状を捉え直し、整理をし直し、慎重に着々と進めていきたいなどは考えてございます。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「中野区教育委員会と日本女子大学人間社会学部との連携に関する協定について」の報告をお願いいたします。

指導室長

去る2月26日に締結いたしました「中野区教育委員会と日本女子大学人間社会学部との連携に関する協定について」ご報告させていただきます。

資料をごらんください。

協定の目的は、1にありますとおり、教育委員会及び大学がそれぞれのもつ機能及び人的・知的資源を相互に活用して、連携協力を図ることにより、中野区における教育及び大学における教育の発展充実に寄与するためのものがございます。

具体的に行う主なことといたしましては、3にございますとおりに、主に大学1、2年生を対象としたインターンシップを区立小学校で受け入れていくというものでございます。

協定の期間は令和3年度いっぱいいたしますが、教育委員会か大学から協定を終了させる申入れがなければ、自動延長させていただくことになります。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

教育インターンシップというのは、今まで知らなかったのですが、これは1、2年生が対象なのですか。いわゆる今までいろんな学校で受け入れている教育実習と教育インターンシップの違いについて、もう少し教えていただければと思います。

指導室長

今、お話にありました教員になるための教育実習は、主に最終年度、大学でいうと4年生のときに行うことが多うございます。大体、今新型コロナウイルスのことがなければ3週間程度の実習になるのですが、それに対しましてこのインターンシップは、教育実習よりも前のときに、学校現場や教育に対するいろんな理解を深めるために、大学によって様々なのですが、例えば日本女子大の場合は、大体4回程度、1週間おきに学校に入って、そこで様々なことを体験して、理解を深めていくということでございます。そのような違いがございます。

小林委員

これに関しては、私も今、大学に勤めていて、非常にありがたい制度だとは思っています。

ただ、なかなかイメージがつきにくいかもしれませんが、実は大学にとってもいいのですけれども、中野区の小学校・中学校にとってもいい。いわゆるギブ・アンド・テイクの関係にある。それは何かというと、子どもたちがそういうフレッシュな大学生と出会って、そこで様々なことを得ることができる。また教員の、なかなか目が届かない部分もカバーしてもらえるとということで、これは非常にいい制度だと思います。

押さえておかなければいけないことは、ここで授業科目という言葉がありますが、いわゆるこれをもってしっかりと授業の中で単位として与えるという場合には、いいようにも思えるのですが、逆でありまして、いろんな学生が来るわけですね。そうすると、現場に迷惑がかかるようなこともなくはないですね。逆に、課外活動として意欲のある者を、例えば9月とか3月は、大学は比較的長期の休みですが、小中学校は授業をやっていますので、そういうときに意欲的に学びに行く。課外活動で特別に希望がある場合は、非常に熱心な学生が多いという、そういう傾向があります。

ですから、教育委員会もそういう状況を見極めて、必ずしも授業の中だからいいという

のではなくて、その場合には、何かあったときには、やはりまだ教員免許を持っていない学生でありますので、責任問題に発展することもありますので、しっかりとその辺のところは押さえて運営していただければと思います。もちろん、基本的にはどんどん推し進めていくことが大事ではないかなと思っていますけれども、どうかよろしく願いいたします。

伊藤委員

私も大学におりますけれども、中野区の一つの大きな長所として、やっぱり交通などの便もよいということがあると思うのですね。区内にも大学がございますし、また本当に電車で10分も乗れば、たくさん大学がありますので、こういったことはすごく、先ほど出会いと言いましたけれど、いろいろな出会いにもつながりますし、教育現場の発展にもつながると思いますので、教育実習・教育インターンシップに限らず、様々な面で大学のほうの知識とか活動ということと、教育活動をギブ・アンド・テイク、両方にとっていい形で結びつけていくという試みを、これを契機に積極的に考えていただけると、すごくいろんな面で発展があるのではないかなと感じましたので、ぜひこれからも続けていっていただきたい。ほかのチャンスも考えていただきたいなと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

言い方はいろいろだと思いますけれど、ほかの大学ともたしか、提携とはいかないまでもやっておりますよね。

指導室長

今現在、帝京平成大学とは学校インターンシップの協定を結んでおりますし、目白大学とも観察実習で提携を結んでございます。そちらのほうから学生さんがいらっしゃいまして、先ほど委員等から指摘がありましたとおり、非常にいい刺激になっているような面がございます。

以上です。

入野教育長

他にご発言ございませでしたら、本報告は終了したいと思います。

事務局報告3番目につきましては、基本構想担当課長に出席をいただいております。「中野区基本計画（素案）について」の報告をお願いいたします。

基本構想担当課長

それでは、「中野区基本計画（素案）について」ご報告をさせていただきます。

まず、この基本計画の上位となる基本構想につきましてですが、今週の火曜日3月23日に、中野区議会で議決をいただきまして、改定することになりました。教育委員会におかれましても、様々ご意見いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、その基本構想を実現するための基本計画（素案）ということでご報告をさせていただきます。素案たたき台というものを、1月の教育委員会のときにご報告させていただいたかと思えますけれども、そこから今度は素案という形で一部変更を施したものでございます。

資料(1)のところ、構成ということですが、第1章から第5章までということで、こちらはたたき台と構成については変わっておりません。参考資料といたしまして、1から3ということで用語解説、それから基本構想・基本計画の体系図、それから政策、施策、主な取組、主な事業の一覧というもので、巻末に添付をさせていただいたというところがございます。

(2)のところ、素案たたき台から素案への主な変更点ということで、別紙1のほうに主な変更点をまとめさせていただきましたので、そちらに基づきまして、教育委員会に関連する部分についてご説明していきたいと考えております。

別紙1をごらんいただければと思います。

第2章のところでございますけれども、15ページでございます。人口動向・人口推計の項目なのですが、「子ども女性比」のグラフを追加いたしました。子ども女性比、15歳から49歳の女性と0歳から4歳の人口の比率ということで、その推移を追記してございます。併せて19ページでございますが、将来人口推計の下のほうに、今申し上げました子ども女性比について、今の世代の1世代前ぐらいの1980年から90年代の子ども女性比が平均0.147だったということで、現状値0.135、こちらの増加をめざしていくような形で記載をしております。

それから第3章の重点プロジェクトでございます。こちらについては、33ページのところに「重点プロジェクトとは」というものがございますが、一部定義について、前回たたき台のときは、組織横断的なものに対して重点プロジェクトを設定するというものに対して、組織横断的かつ重点的というような形で、表現を一部修正してございます。

また推進体制ということで、今後推進会議の設置などについて、四つ目の丸を追加して

記載をしております。

それから資料1の1個下の黒丸のところなのですが、各プロジェクトに「重点ポイントと主な関連事業」、また「主な関連施策」というものを追記したというのがあります。例えばでございますが、36ページをごらんいただきますと、こちらはプロジェクト1の子育て先進区の中の①ですね。「子ども・子育て家庭に対するセーフティーネットの強化」ということなのですが、重点ポイントというのは、この波線で囲まれた太字の部分なのですが、こちらが重点ポイント。それから主な関連事業ということで、丸が幾つか書いてあります。それから下のほうに主な関連施策ということで、基本計画の中で、関連する主なものについて記載をしているというような形にしております。

それから第4章、具体的な政策・施策になりますけれども、こちらは前回素案たたき台の際は、事業の展開ということで前期、後期に分けて書いてあったわけなのですが、たたき台のときに、後期について、矢印で推進になっている部分が多いという議会からのご指摘もありましたので、可能な限り、後期について具体的な事業の展開を記載したというものがございます。

別紙1の3ページの真ん中から下のあたりが、「基本目標2 未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」ということになっておりますが、こちらについても記載されておりますように、事業の展開について追記をしたというものが主な修正になってございます。

また149ページの区立幼稚園に関する記述につきましては、たたき台の際は、教育委員会で検討中というような記載でございましたが、具体的な展開について記載をしたという変更がございます。149ページ、③の「将来を見据えた区立幼稚園・保育園の運営」というところの2、3行目あたりのところで、具体的な記述を記載したということがございます。

それでは最初の資料にお戻りいただけますでしょうか。2番の意見交換会等の実施についてということで、次のページの日程におきまして、区民の意見交換会を計6回実施する予定でございます。また併せまして、関係団体等からの意見聴取、またメール等による意見募集、また区報・ホームページなどによる周知ということで実施をしているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、こういった意見交換会等を経まして、6・7月に案ということで作成をして、案に対してパブリック・コメントを実施し、8月の策定ということで予定をしているところでございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

根本的なところを今さらという感じで申し訳ないのですが、子どもの数が世代の将来予測でどんどん少なくなっている予測がありましたけれども、最初の、20ページの年齢3区分のグラフで、子どもの割合がどんどん下がっている将来予測なのですが、地域でお母さん方の話を聞いていると、やっぱり住みやすい地域に、学校もいろんなことも含めて、結構そういうところをよく考えてそこに住んでいらっしゃる方が多いような気がするのですよね。そうすると、中野がこれだけ子育て先進区ということで、基本計画の中でもいろんなところで、子どもが住みやすいとか、いろんな子どもの施策を打っている中で、何年かたったときに少し上昇に転じるとか、減り方が少なくなるとか、そういう予測というのは成り立たないものなのですか。

基本構想担当課長

区といたしましても、今、委員がおっしゃいました課題というものを認識してございます。いわゆる予測として推計をいたしますと、少子高齢化が全国的に進んでおりますので、長期的に見て、やはり減っていつてしまうという推計にはなりますが、先ほどご紹介いただきました子育て先進区の実績、環境の整備などを通じまして、一定、そのあたりを抑えていきたいということと、冒頭でご紹介しました子ども女性比の増加というものを、様々な取組を通じて目指していくというようなことで、記載をしているということでございます。

田中委員

ただ、子どもが減っていくという予測のもとで、いろんな施策をしていくと、やはりもし子どもの数が幸いにも増えるような状況になったときに、例えば施設だとか、そういうところに不都合が起きることもあるのかなと思うのですが、その辺はどうなるのでしょうか。

基本構想担当課長

子どもの数については、区の実績だけでなく、様々なまちの開発であったりとか、マンション建設であったりとか、そういったところで増えていく可能性はあるということはあるかと思っております。そのときどきの状況に応じて、地区による差異というものもあるかと

思いますので、しっかり予測をしながら、そういったキャパシティがオーバーするということがないように対応が必要だと考えております。

伊藤委員

おまとめありがとうございます。

例えば施策 16、124 ページ、子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実といったあたりは、子育て先進区としましても重要な部分だと思いますので、126 ページのところの①児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導のところなどに、ざっくり教員の人材育成事業という形で書いてあるのですけれども、正直細かいところ書かれている施策と、あまりにもざっくりかなというところもあり、教員の人材育成事業というのは、ますます重要になってくるのではないかなと思うのですね。私立の学校出身の学生さんも多くなっている中で、公立の学校の教育について、なかなか学ぶ機会がないということもあつたりもしますし、いろんな新しい学習環境に応じた指導ということもありますし、そういった教員の人材育成事業のあたりはぜひ重視して、128 ページの事業の展開が、その後も、ただ「推進」になっているのですけれども、頑張っていたきたいなと思いました。

あと、環境といったときに、校舎とか校舎の中の設備も含めて、設備的なこともあると思うので、そういうところも加えていただけたら、本当はよかったのかなと思いました。

あともう一つは、いじめとかについてなのですが、111 ページから、「一人ひとりの状況に応じた支援の充実」というところなのですが、不登校とかいじめについても、スクールソーシャルワーカーを中心としてというのはよいのですけれども、スクールソーシャルワーカーさんも、ものすごく大きな意義があると思って、ぜひ推進していただきたいと思っています。それと同時に、スクールカウンセラーというものが全校配置になっておりまして、中野区は、直接は都が配置していると思いますので、中野区の事業ではないかもしれないですけど、でもその都配置のスクールカウンセラーをどう使っていくのか。どういうふうを活用して展開していくのかということは重要だと思いますので、スクールカウンセラーという文言が全く抜けてしまうのがどうかなと。ちょっとびっくりするというか、多分、他区の人から見ると違和感もあるのではないかなと思いますし、ぜひ書き加えていただけるとありがたいかなと、重要な点かなと思いました。

以上です。

小林委員

この基本計画・構想について、この策定に当たって、これまでたびたび永見課長には丁

寧なご説明いただき、よくこのようにおまとめていただきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。とりわけ、私どもがいろいろ出した意見を、真摯に取り入れていただいている部分もあり、大変ありがたいなと思っています。

133 ページの施策 18 では、特に私が申し上げた特色ある教育活動というのは、もちろん区全体としての特色もさることながら、学校ごとの特色が大事であるということで、しっかりと反映をしていただいていることに感謝いたします。

こうやって改めて拝見すると、この中で教育委員会として、施策として抜けているものとか足りないものというのが、よく見えてきます。ですから、ぜひこれを生かせるように、今後も進めていければなど、そういう感想を持ちました。どうもありがとうございました。

田中委員

この前、文部科学省から発表があった、中高生の自殺が、こういったコロナ禍でですけども、非常に増えているという報道がありました。この施策を見ると、自殺のところは施策 33 のところで取り上げていらっしゃるのですけれども、子どもに関わるところでは、いじめとかいろんな問題というので、自殺という形では、子どもの施策の中で取り上げられていないのですけれども、この施策 33 の中で担当課を見ると、ここに教育委員会に関わる部署が入っていない。例えば、この自殺を未然に防ぐ体制の整備のあたりに、やはりいわゆる教育委員会としての関わりというのがあってもいいのかなと感じたのですけれども、どうでしょうか。

基本構想担当課長

193 ページの②のところ、自殺を未然に防ぐ体制の整備ということでございます。こちらの記載に保健予防課というような形で記載をしておりますが、本文の中に家庭・学校・事業者など協働しながらというようなことで、認識としては、関係するということは認識しているところでございます。

教育委員会事務局とも相談しながら、記載について考えたいと思います。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員会としましても、基本構想、基本計画、それから教育大綱がこれから決まってくると思いますので、それらを受けて、教育ビジョンの見直しという形で進んでいかなければいけないかなと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、本報告は終了いたします。



次に、事務局報告の4番目「中野区区有施設整備計画（素案）について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、中野区区有施設整備計画（素案）につきまして、お手元の資料によりまして、ご報告をいたします。

新しい基本計画と併せて策定をいたします中野区区有施設整備計画につきましては、この素案たたき台につきまして、1月29日の定例会でご報告をさせていただいたところでございます。このたび、素案として取りまとめをいたしましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

なお、本日企画課長が所用により出席できないということで、私のほうからご報告をさせていただきます。

前回ご報告をさせていただきました素案たたき台からの主な変更点につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目の中野区区有施設整備計画（素案）の構成につきましては、変更ございませんで、記載のとおりでございます。

(2)の区有施設整備計画（素案たたき台）からの主な変更点につきましては、九つの箇所におきまして変更をしております。

まず一つが9ページの2-3、「区有施設の維持管理経費」の項目に、区有施設におけるライフサイクルコストの参考モデルを追加しております。

次に22ページの2-5、「資産の有効活用」の項目に、暫定利用・貸付等の考え方を追加しております。

次に24ページから26ページにかけて、3-1、「施設更新経費の将来推計」のうち、更新経費を精査し、基本計画に併せて財政フレーム等を修正しております。

次に27ページ3-2、「総延床面積の考え方」に、人口推計を見据えた規模の考え方を追加しております。

次に第3部1、「施設分類ごとの配置の考え方」のうち、30ページ、図書館の配置・活用の考え方の項目でございます。こちらに、新たに地域開放型学校図書館（中央図書館分室）については、3館開設し、運用状況を検証すると入れてございます。

また33ページの幼稚園の配置・活用の考え方のほうで、区立幼稚園については、当分の間、現在の幼稚園運営を継続するが、様々なライフスタイルに対応できる認定こども園に

についての検討も引き続き行くと加えてございます。

次に 44 ページ、45 ページの 2-5、「新たな機能を備えた児童館・中高生向け施設の整備」のうち、今後の展開の考え方を修正してございます。

次に 47 ページの 2-7、「権利床等の活用」のうち、中野駅周辺まちづくりの展開を追加してございます。

次に第 4 部、「今後の 10 年間のスケジュール」のうち、51 ページ以降、小中学校やキッズ・プラザ等のスケジュールにつきまして、追加をしてございます。

なお、図表及び施設数等の基準日につきまして、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 1 日に変更してございます。

次に、意見交換会等の実施についてでございます。これは先ほど基本計画につきましてもお報告ありましたとおり、中野区基本計画と一体的に、「区民と区長のタウンミーティング」といたしまして、意見交換会を 4 月 3 日（土）から 4 月 13 日（火）までの日程で実施いたします。また、関係団体等からの意見聴取といたしまして、3 月 22 日から 4 月 23 日までの期間におきまして、実施をいたします。このほか意見募集ということで、電子メール、ファクス、郵送等で、区民から意見の募集を行う予定でございます。また、なかの区報、ホームページ等で周知をいたします。

今後の予定でございます。令和 3 年 3 月から 4 月にかけて、素案に関する意見交換会や関係団体などからの意見聴取等を予定してございます。その後、6 月から 7 月にかけて、区有施設整備計画（案）についての議会報告、パブリック・コメント手続の実施等行いまして、8 月に区有施設整備計画の策定を予定してございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

意見交換会の実施についてなのですけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症対策を考えて十分にやっていますということは全然問題ないのですが、今の時代こういう形だったならば、ウェブでの参加とか、そういったことも今後の検討の中に入ってくるのではないかなと思うのですけれども、そういった計画についてはどうなのでしょう。

基本構想担当課長

意見交換会につきましては、今回そういった新型コロナウイルス感染症対策をしながら、

こういった形で現在予定はしてございますが、委員ご指摘のとおり、オンラインとかそういった実施について、今後の課題として、タウンミーティングのやり方なども含めて、検討していく必要性については感じているところでございます。

渡邊委員

ぜひ、この時代、今こういったことが進んできて、こういった形で場所を変えて幾つもやるよりは、多くの形で参加できて、多くの意見を取り入れられる方法として、区長自らICTの導入を掲げているわけですから、ぜひそういう方向性で進んでいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

伊藤委員

何度か発言した点なので、含まれているのだと思うのですが、見つけられなかったのを確認なのですが、教育センターの再編に関わりまして、いわゆる適応指導教室、教育支援室でしょうか。そちらのほうは分室をつくられるというようなお話だったかなと思うのですが、具体的にどこに示されているのかが見当たらなかったもので、ご質問です。

指導室長

旧適応指導教室、現教育支援室の分室につきましては、とりあえず現段階では変わらず、野方図書館とそれから南部すこやか福祉センターでやらせていただいております。

今後につきましては、いろんなことで検討してまいりたいと思います。

入野教育長

実は、この中には記載はございません。

伊藤委員

学校と子どもにとってはすごく大きなものなので、記述ももしできればしていただけるとよいのかなと思いました。

人数は少ないかもしれませんが、そういったところがあるということの一つのステップとして、自分の進路に踏み出せるお子さんというのは多くおられるので、またもっと近くにあれば、そういった進路を踏み出すチャンスが増えるだろうというお子さんも、実際のところはたくさんおられるので、本当はもっと増やしていただけたらいいと思うようなものですので、ぜひ書いていただければ、書いていただけるといいのかなと思いました。施設なので、大きくハード面が変わるわけではないので、記載がないのかなとは思いますがけれども。

以上です。

子ども・教育政策課長

今、委員に最後におっしゃっていただきましたとおり、この計画の対象は区有施設というハードの面に着目をさせていただいてございます。それから複合施設の場合、複数の機能を持ってございますので、その施設別、機能別に分類をさせていただいてございますので、ご質問がございました教育に関する、例えば相談というのは、一つの事業という扱いとさせていただいてございますので、建物、管理すべき施設という対象という意味では、今回この計画には入ってございません。そのような理由でございます。

伊藤委員

もっと言えば、ここで申し上げることでもないのかもしれませんが、いろいろな地区の例を見れば、施設としてそういったものをハード面でも整備している地域はすごく多いと思いますので、今後また考えていただけるのもいいのかなと思いました。

以上です。

入野教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ございませんので、それでは、本報告は終了いたします。ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の開催につきましては、4月2日金曜日の10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

小林委員につきましては、明日3月27日で教育委員としての任期が終了し、教育委員会定例会への出席は本日が最後となりました。2期8年の長きにわたり、教育委員としてご活躍いただきました。ありがとうございました。

本日はこれもちまして、教育委員会第7回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前11時40分閉会